

## 第1部 - 第2 平和・人権施策の推進

### 基本的な考え方

「戦争の世紀」と評された20世紀の反省から、平和が期待された21世紀であります。世界各地で起こるテロや紛争、気候変動の顕在化による予想を超える自然災害や環境破壊、貧困・飢餓・難民の発生など、世界的に不安定な状況は今も続いています。

真に平和を実現するためには、戦争や紛争といった直接的な暴力のない状況をめざすだけでなく、環境破壊、貧困、飢餓、南北問題の解決などさまざまな問題に目を向けることが重要です。市では、このような諸問題が解決される状況を「積極的平和」ととらえています。地球的視野に立った人権意識の高揚、異なる国や文化などを理解し認め合う地球市民としての自覚を育む取り組みのなかで、平成4年に「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定しています。

人権の尊重を基本理念とし、子どもや高齢者、障がい者等の権利擁護などの総合的な人権施策、市民海外インターンシップ制度や地球市民講座を通じた地球的視野に立った平和意識の醸成、憲法の趣旨を暮らしに活かす取り組みとしての憲法を記念する市民のつどいや市民憲法講座など、これからも平和施策のさらなる推進をめざし、市民・関係団体・NPO等との協働の取り組みにより平和事業を実施していきます。

### まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
平和推進関連事業の参加者数	2,110人	2,460人	3,648人	4,000人

憲法を記念する市民のつどい、平和祈念式典、平和展、市民海外インターンシップ制度、地球市民講座など平和推進関連事業への参加者数です。これまで市と市民が協働で取り組んできた事業が定着したことや、新たな事業の展開によって、参加者数は次第に増加しています。今後も、「積極的平和」(注1)の実現をめざし、市民が「地球市民」(注2)として、自主的に取り組める事業を展開することにより、草の根の広がりのある平和施策を推進していきます。

(注1) 積極的平和: 平和を、単に戦争などの直接的暴力がない状態だけではなく、構造的暴力の元で引き起こされる環境・差別・難民・経済格差などの諸問題を含めて広義にとらえる考え方。

(注2) 地球市民: 異なる人種・民族・文化・歴史などを尊重し理解し合い、同じ地球上に住む一人の人間として互いを認め合う意識を持つ人々を指す。

### 施策・主な事業の体系

#### 1 平和意識の醸成

(1) 「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進	「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進
(2) 平和教育・平和事業の充実	三鷹ネットワーク大学との協働の推進 (「第7部 - 第1 生涯学習の推進」参照) 教育資料の作成(教員用・生徒用、既存資料を含む。)
(3) 地球市民意識の醸成	地球市民意識の醸成(「第1部 - 第1 国際化の推進」参照)
(4) 地球環境に関する意識の醸成	環境学習・啓発の推進(「第4部 - 第1 環境保全の推進」参照)

## 2 人権意識の啓発

(1)人権意識の総合的啓発	人権意識の総合的啓発
	心のバリアフリーの推進(「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	人権教育の充実(「第6部 - 第3 魅力ある教育の推進」参照)
(2)人権を尊重する男女平等意識の醸成	人権を尊重する男女平等意識の醸成 (「第1部 - 第3 男女平等社会の実現」参照)
(3)障がい者の人権尊重	権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(4)外国籍市民等の人権尊重	外国籍市民等の人権確保に関連する法制度の改善要請 (「第1部 - 第1 国際化の推進」参照)
(5)高齢者の人権尊重	権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 (「第5部 - 第2 高齢者福祉の充実」参照)
(6)子どもの人権尊重	「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 (「第6部 - 第1 子どもの人権の尊重」参照)
	子ども自身の力を高めるプログラムの普及
	「子どもの権利条約」の啓発と推進 (「第6部 - 第1 子どもの人権の尊重」参照)

## 3 平和事業の推進

(1)平和基金の活用	平和基金の活用による平和事業の積極的展開
(2)平和事業の推進	積極的平和推進事業の拡充
	市民海外インターンシップ制度の実施
	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」の推進
	語り継ぐ体験事業の充実
	平和展、平和資料の保管・展示・貸出
	市内の戦争遺跡の記録と紹介
	憲法施行記念事業の実施
	戦没者追悼式並びに平和祈念式典の見直し
(3)平和活動への支援	住民協議会などの平和事業への支援
	世界連邦運動協会活動への支援

## 4 平和交流の推進

(1)自治体間での平和交流の推進	国内外のNGO・NPO、自治体への国際協力・支援の検討
	非核宣言自治体連絡協議会への積極的参加
(2)国際交流活動の推進	国際交流活動の推進 (「第1部 - 第1 国際化の推進」参照)
(3)平和情報コーナーの充実	平和情報コーナーの充実

## 主要事業（ で示しています）

### 2 - (1) - 人権意識の総合的啓発

すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、社会的身分などあらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。さまざまな分野への男女平等参画を促進できるような男女平等意識の醸成、女性へのあらゆる暴力の禁止、児童虐待防止など子どもの権利の保障、障がい者・外国籍市民・高齢者などの権利擁護などあらゆる分野の意識啓発を総合的に推進します。  
(市・都・国・関係機関・関係団体・市民・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
CAPワークショップ等の実施	全小学校で実施	小学校5校、東西児童館で実施	実施			▶

### 3 - (2) - 積極的平和推進事業の拡充

平和条例の趣旨に基づき、地球的視野に立って、環境・差別・飢餓・経済などの問題を含めた「積極的平和」の実現に向けて、平和展、憲法を記念する市民のつどい、平和映画祭、平和カレンダーの作成等に取り組みます。また、このような視点のもと、市民が地球市民として自主的に取り組める事業として、市民海外インターンシップ制度、地球市民講座などを実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
市民海外インターンシップ制度、地球市民講座の充実	実施	制度の創設、実施	実施			▶

## 新規・拡充事業(示しています)

### 2 - (6) - 子ども自身の力を高めるプログラムの普及

子どもの人権についての取り組みとして、子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAP)(注3)の普及・啓発を行っていきます。CAPワークショップについては、全市立小学校での実施をめざします。

(注3) CAP:Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略で、子どもがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力に遭った時にどう対処できるかを教える教育プログラム。

(市・NPO等)

### 3 - (2) - 市民海外インターンシップ制度の実施

海外でNGO等が行う活動・研修(ワークキャンプ等)に参加する市民を対象として、その参加費用の助成を行い、参加後に開催する報告会を通して広くその体験を一般市民へ還元し、海外NGO等活動への理解を深めるとともに、積極的平和の意識を広めます。

(市・市民・NPO等)

### 3 - (2) - 「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」の推進

国連総会は、西暦2000年を「平和の文化国際年」と宣言しました。また、2001年からは、国連が決議した「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」に入りました。この精神を生かし、「平和の文化」の中で特に重要な教育・対話・協力を通して生命を尊重し、暴力をなくし、非暴力を促進し実践する施策を推進します。

(市・関係機関・関係団体・NPO等)

### 4 - (3) - 平和情報コーナーの充実

既存の平和情報コーナーの活用及びホームページでの平和情報コーナーの充実を図ります。

(市)